

重要事項説明書

(介護予防支援又は総合事業の介護予防ケアマネジメントに係る契約書用)

1、事業所の概要

事業所の名称	飛騨市地域包括支援センター
介護保険指定事業者番号	2103300014
所在地	飛騨市古川町若宮二丁目1番60号 古川町総合保健福祉センター ハートピア古川内
	【神岡窓口（ランチ）】 飛騨市神岡町船津2122番地4（神岡町ふれあいセンター内）
連絡先	電 話：0577-73-6233 F A X：0577-73-3604
	【神岡窓口】 電 話：0577-40-1456 F A X：0578-82-6664
管理者	佐藤 博文
営業日・営業時間	（平日）月曜日～金曜日（祝日、12月29日～1月3日は除く） 午前9時から午後4時30分
サービス提供実施地域	飛騨市内

2、事業所の法人概要

法人名	飛騨市
事業所所在地	飛騨市古川町若宮二丁目1番60号
連絡先	飛騨市市民福祉部地域包括ケア課地域包括支援センター 電 話：0577-73-6233 F A X：0577-73-3604
代表者氏名	飛騨市長 都 竹 淳 也

3、事業所の職員体制等

職 員	職務の内容	人員数
管理者	センターの担当職員及び事業の管理の統括	1名
担当職員	指定介護予防支援、介護予防ケアマネジメントに関する業務 （担当職員は、介護支援専門員、保健師、社会福祉士、経験ある看護師（准看護師を除く、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有するもの）及び高齢者福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事より充てる。）	1名以上の 必要人数

4、利用者負担金

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務については、原則として利用者の負担はありません。

5、事業の目的・運営方針

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントは、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われるものです。

利用者の心身の状況その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び保健医療サービス・生活支援サービス等が、多様な事業所等から総合的かつ効率的に提供されるよう支援します。

業務にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類または、特定の介護サービス事業者に偏ることのないように公正中立に行います。

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントにおいては、利用者自身が地域で何らかの役割を果たせる活動を継続することにより、結果として介護予防につながるという視点から利用者の困りごとに対して、単にそれを補うサービスを当てはめるのではなく、利用者の自立支援に資するよう、心身機能の改善だけではなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所に通い続けるなど、「心身機能」、「活動」、「参加」にバランスよくアプローチできるよう飛騨市、居宅介護支援事業者、介護保険事業者のほか一般介護予防事業や住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組み等との連携を図ります。

6、虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 佐藤 博文
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。

- (3) 苦情解決体制を整備しています。

- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

- (5) 事業所は、サービス提供中に、センターの従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに関係機関と情報共有し、必要な措置を講じます。

- (6) その他虐待防止のために必要な措置を講じます。

7、サービス利用にあたっての禁止事項（不信行為）について

利用者、ご家族、関係者等において、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

- (1) センターの従業者に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為。
- (3) サービス利用中にセンターの従業者の写真や動画撮影、録音などを無断で SNS などに掲載するなどの行為。

8、秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「飛騨市個人情報保護条例」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ② 事業所の職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
② 個人情報の保護について	① 事業所の職員は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業所の職員は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録※クラウド型システムを含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業所の職員が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）
③ ケアプランを作成する電磁的記録（クラウド型システム）について	①クラウド型とは、オンライン上のサーバーで提供されているサービスを、インターネットを介して利用するものです。 ②セキュリティについて ・多要素認証によるシステム接続を行っています。 ・国のセキュリティに関するガイドライン（厚生労働省・総務省・経済産業省）に準拠したシステムです。 ・プライバシーマーク・第三者機関が認定する「医療情報 ASP・SaaS 情報開示認定制度」を取得したシステムです。 ・経路は暗号化を行い、データの盗聴や改ざん、なりすましを防ぐことができるシステムです。 ③クラウド型システムのメリット ・どこでも情報が確認できます。 ・データの保存が、システム会社の持つサーバーに保存{2 拠点以上}されるため、災害によるデータの破損リスクが軽減できます。 ④クラウド型システムのデメリット ・情報漏洩のリスクがあります。 ※情報漏洩対策として、情報共有する医療・介護事業者を含め、上記②により安全に管理しています。

	④当該データの取り扱いについては、個人情報保護法第27条第1項4号の規定により、第3者提供には該当しません。
--	--

9、相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口へご連絡ください。

【地域包括センターの窓口】 飛騨市地域包括支援センター 受付担当者：竹林 久緒	所在地 飛騨市古川町若宮二丁目1番60号 電 話 0577-73-6233 FAX 0577-73-3604 受付時間（平日）午前9時～午後4時30分
【飛騨市の窓口】 飛騨市 市民福祉部 地域包括ケア課 介護保険係	所在地 飛騨市古川町若宮二丁目1番60号 電 話 0577-73-7469 FAX 0577-73-3604 受付時間（平日）午前9時～午後4時30分
【公的団体の窓口】 岐阜県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情相談係	所在地 岐阜市下奈良二丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館内 電 話 058-275-9826 FAX 058-275-7635 受付時間（平日）午前9時～午後5時

岐阜県国民健康保険団体連合会は、介護予防支援に関する苦情のみの対応となります。

10、重要事項説明年月日

本重要事項の説明年月日	年 月 日
-------------	-------

介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにかかる契約の締結にあたり、契約書及び本書面により重要事項を説明しました。

【事業者】 飛騨市地域包括支援センター 説明者 _____

介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントにかかる契約の締結にあたり、契約書及び本書面により重要事項の説明を受け、同意しました。

【利用者】 氏 名 _____ 印 _____

【署名代行者】 氏 名 _____ 印 _____

（続柄 _____）